



中部運輸局鉄道部

令和7年12月17日

<お問い合わせ先>

中部運輸局鉄道部

安全指導課（本事象に関すること）

星野 TEL 052-952-8031

鉄道安全監査官（監査に關すること）

有岡、中西 TEL 052-952-8034

養老鉄道株式会社に対する改善指示について（概要）

中部運輸局は、養老鉄道株式会社（以下「同社」という。）より、同社の動力車操縦者運転免許を受けていない駅務係が運転士の代わりに列車を操縦していた旨、令和7年11月3日に報告があったことから、同年11月5日及び6日に保安監査を実施しました。

その結果、改善を要する事項が認められたことから、令和7年12月17日付で、中部運輸局長（中村 広樹）から同社 代表取締役社長（宗藤 洋）あてに改善措置を講ずるよう【添付資料】のとおり指示しました。

■添付資料

保安監査の結果について（写）



中運鉄安監第53号
令和7年12月17日

養老鉄道株式会社

代表取締役社長 宗藤 洋 殿

中部運輸局長

中村 広樹

保安監査の結果について

貴社所属の運転士2名が、動力車操縦者運転免許を受けていない駅務係（以下「当該駅務係」という。）に代わりに列車を操縦させていた旨、令和7年11月3日に貴社から当局に報告があった。

これを受け、令和7年11月5日及び6日に保安監査を実施したところ、下記1. のとおり改善を要する事実が認められたことから、下記2. のとおり改善措置を講ずるよう指示する。

改善措置を講ずるにあたっては、当該事項に係る業務の実施方法、実施状況及び管理方法の妥当性について検証する等により、背後要因を含め当該事項が発生した原因を究明したうえで、再発防止に必要な改善策を策定するとともに、鉄道輸送の安全に係る業務が確実に実施できる体制を構築すること。

なお、講じた措置については、令和8年1月19日までに報告されたい。

記

1. 認められた事実

（1）動力車操縦者運転免許を受けていない係員に列車を操縦させていた事実

運転取扱心得第9条において、「列車又は車両は、運転士でなければ運転してはならない」と規定している。しかしながら、運転士2名は動力車操縦者運転免許を受けていない当該駅務係に列車を操縦させていたことが、以下のとおり確認された。

- ① 令和7年6月6日、大垣駅発揖斐駅行第1261列車運転士は、広神戸駅～北神戸駅間（1駅間）において、当該駅務係に列車を操縦させた。
- ② 令和7年7月6日、揖斐駅発大垣駅行第1460列車運転士は、美濃本郷駅～東赤坂駅間（5駅間）において、当該駅務係に列車を操縦させた。

(2) 正当な理由なく係員を乗務員室に立ち入らせた事実

運転取扱心得第17条において、「列車の乗務員室には、運輸課長が交付した乗務員室立入証を着用した者のほか入室してはならない」と規定している。しかしながら、当該駅務係は、乗務員室立入証を着用することなく、乗務員室に入室していたことが確認された。なお、全運転士35名中15名が乗務する際に、当該駅務係に乗務員室立入証を着用させることなく、乗務員室に入室させていたことが確認された。

(3) 運転取扱心得で認められた運転士以外の係員が列車の扉扱いをした事実

運転取扱心得第36条において、「運転士は、列車を駅から出発させるときは、扉を閉じること」、また、運転取扱心得第41条において、「列車は、定められた停車駅に停車し、旅客の乗降を行うものとする。この場合運転士は、列車を駅の停止目標を基準として停止させるものとし、所定位置に停止したことを確認した後、扉を開くものとする」と規定している。しかしながら、当該駅務係は、駅業務の内容に含まれていない列車の扉扱いを行っていたことが確認された。なお、全運転士35名中7名が乗務する際に、当該駅務係に扉扱いを行わせていたことが確認された。

(4) 客室から乗務員室に入室するための鍵を適切に管理していなかった事実

運転取扱内規運輸管理所運転第17条において、「退職・転出時は鍵を返納するものとする」と規定している。しかしながら、当該駅務係は運転見習を辞退した時に、鍵を返納することなく、令和7年9月23日まで使用していたことが確認された。

(5) 運転士等に対する教育に十分な効果がなかった事実

運転取扱心得第7条において、「係員を監督する者は、係員に対して運転取扱いに必要な教育・訓練を行い、さらにその適性、知識および技能を保有していることを確かめるものとする」と規定している。しかしながら、運転士等は教育を受けていたものの、十分な効果が発揮されず、上記(1)、(2)及び(3)を違反行為と認識しながら行っていたことが確認された。

2. 上記のとおり、今般、貴社において鉄道輸送の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が生じたことについて、以下のとおり改善を講ずるよう指示する。

- (1) 運転士に対し、動力車操縦者運転免許を受けていない係員に、本線又は本線を支障する側線において列車又は車両（以下「列車等」という。）を操縦させないように、また、正当な理由なく乗務員室に立ち入らせないようにすること。
- (2) 乗務員室に入室する鍵の管理を厳正に行うとともに、正当な理由なく乗務員室に立ち入らせない、さらには、運転士以外（運転見習中の係員等を除く。）に列車等を操縦させない詳細なルールを作ること。
- (3) 全社員に対し、法令及び規程等の遵守にかかる再教育を行うこと。
- (4) 貴社における鉄道輸送の安全を確保するため、運転管理者を含む責任者が自ら問題点を早期に見つけ改善することができるよう安全管理体制を強化すること。

以上